

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

(乗車券類の種類)

第16条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) 乗車券

- ア 普通乗車券
 - 片道乗車券
 - 往復乗車券
- イ 定期乗車券
 - 通勤定期乗車券（1箇月、3箇月、6箇月）
 - 通学定期乗車券（1箇月、3箇月、6箇月）
- ウ 乗継割引普通乗車券
 - 乗継割引片道普通乗車券
 - 乗継割引往復普通乗車券
- エ 乗継割引定期乗車券
 - 乗継割引通勤定期乗車券（1箇月、3箇月、6箇月）
 - 乗継割引通学定期乗車券（1箇月、3箇月、6箇月）
- オ 普通回数乗車券
- カ 団体乗車券
- キ 特殊割引乗車券
 - 被救護者割引普通乗車券
 - 身体障害者割引普通乗車券
 - 身体障害者割引定期乗車券
 - 身体障害者割引回数乗車券
 - 知的障害者割引普通乗車券
 - 知的障害者割引定期乗車券
 - 知的障害者割引回数乗車券
 - 精神障害者割引普通乗車券
 - 精神障害者割引定期乗車券
 - 精神障害者割引回数乗車券
 - 特定者用定期乗車券

- (2) 貸切乗車券
- (3) ライナー券（座席指定券）

（乗車券類の発売箇所及び発売方法）

第 17 条 乗車券類は、駅において、係員又は自動券売機により発売し、また駅員無配置駅から有効となる乗車券類は、当該駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する。

2 旅客が乗車券類を所持しないで乗車した場合には、当該列車内において乗車券類を発売する。

3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が臨時に設置した乗車券類臨時発売所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

（乗車券類の発売範囲）

第 18 条 駅において発売する乗車券類は、当該駅から有効なものに限り発売する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、他の駅から有効な乗車券類を発売することがある。

(1) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券、定期乗車券又は回数乗車券を当該駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合

(2) 団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合

2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車等に有効なものに限って発売する。ただし、前途の列車についても有効な乗車券類を発売することがある。

（乗車券類の発売日）

第 19 条 乗車券類は、有効開始日の 1 箇月前の日から発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。

(1) 定期乗車券 新規購入においては、有効期間開始日の 7 日前から、継続購入においては、有効期間開始日の 14 日前から発売する。

(2) 団体乗車券 運送引受後であって、旅客の始発駅出発日の 1 箇月前の日から発売する。

(3) ライナー券 乗車日が属する週の前週日曜日の発売駅営業開始時から発売する。

（乗車券類の発売時間及び発売区間）

第 20 条 駅において発売する乗車券類の発売時間及び発売区間については、次の各号に定めるところによる。

(1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、乗車券類の種類別の発売時間については、別に定めることがある。

(3) 発売区間については、前各号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売する。

(特別の乗車券類の発売)

第 21 条 当社が特に必要と認めた場合においては、特別の運送条件を定めて、普通乗車券、回数乗車券、団体乗車券及びライナー券を発売することがある。

2 前項の規定によって乗車券類を発売する場合は、旅客が特定される場合を除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をその都度関係駅に掲示する。

(割引乗車券類の発売の制限)

第 22 条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第 23 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券、若しくは通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外のものに使用させた場合には、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第 24 条 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項が記入されていないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第 2 節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 25 条 旅客が列車に乗車する場合においては、次の各号に定めるところにより、片道乗車券又は往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。

- (2) 往復乗車券　　往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車(以下「往復乗車」という。)する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間が異なるものを除く。

第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第26条 旅客が区間を同じくして乗車する場合において、別に定める定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月間有効の通勤定期乗車券を発売する。

(通学定期乗車券の発売)

第27条 自社線及び連絡線の駅が発着となる場合は、西日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第2条を準用し、規定する施設(以下「指定学校」という。)の学生、生徒、児童又は幼児が、通学のため区間を同じくして乗車する場合で、その在籍する学校代表者において必要事項を記入して発行した別に定める通学証明証を提出したとき、又は第77条第1項第2号に規定する通学定期券購入兼用の証明証を呈示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは旅客の住居地もより駅と在籍する学校(通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場を含む。)もより駅との相互間について、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

- 2 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、西日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項及び第5項の規定を準用し、有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効開始日とする場合に限る。
- 3 学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合において、学校代表者が通学証明書を発行し、当社が必要と認めたときは、第1項の規定に準じ通学定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第28条 前2条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

- 2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定にする必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間に端数となる日数を付加して発売することがある。

第4節 回数乗車券の発売

(回数乗車券の発売)

第29条 旅客が当社線の各駅相互間を乗車する場合は、当該区間に有効な11券片の回数乗車券を発売する。

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第30条 一団となった旅客の全員が、発着駅を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の1に該当し、かつ、当社が団体として運送の引き受けをしたものに対しては団体乗車券を発売する。

- (1) 学生団体 次の1に該当する者（以下「学生等」という。）が8人以上とその付添人、当該学校等施設の教職員（嘱託の医師及び看護師を含む。以下同じ。）又は同行する旅行業者によって構成された団体で、当該学校等施設の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が8人未満のときであっても、この取扱いをする。
- ア 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児
イ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第39条に規定する保育所の児童
- (2) 普通団体 前号以外の旅客によって構成された8人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの
- 2 前項第1号に規定する付添い人は、大人とし、次の各号の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。
- (1) 幼稚園の児童、保育所の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。
(2) 障害又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。
- 3 第1項第1号に規定する旅行業者は、当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が100人までごとに1人とする。
- 4 旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定めた団体旅客に対特殊取扱いを行い、団体乗車券を発売することがある。

(団体旅客の運送上の区分)

第31条 団体旅客に対しては、前条の規定によるほか、次の各号の区分にしたがって運送の引受けを行い、団体乗車券を発売する。

- (1) 利用列車による区分

ア 専用臨時列車を利用する団体

行程の全区間又は一部区間を該当団体だけのために設定した臨時列車（以下「専用臨時列車」という。）を利用する団体

イ 定期列車又は専用臨時列車以外の臨時列車を利用する団体

(2) 大口、小口による区分

ア 大口団体

前号アに定める専用臨時列車を一口の団体だけで利用する場合の団体旅客
イ 小口団体

ア以外の団体であって、当該団体の構成人員によって、次により区分する。

(ア) A 小口団体

31人以上の人員によって構成された団体

(イ) B 小口団体

8人以上30人までの人員によって構成された団体

(団体旅客運送の申込み)

第32条 第30条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した別に定める団体旅行申込書（兼変更・取消申込書）を駅に提出し、団体旅客運送の申込みを行うものとする。また、運輸上支障がないと認められる場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。

(1) 大口団体にあっては、当該団体の始発駅出発日の属する月の8箇月前の日から2箇月前の日まで。

(2) 前項以外の団体にあっては、当該団体の始発駅出発日の属する月の6箇月前の日から14日前の日まで。

2 団体旅客輸送の申込者は、次の各号に掲げる団体区分ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 学生団体 市町村教育委員会の教育長又は学校長（保育所の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合の場合で、学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体 当該団体の代表者、申込者又は旅行業者

(団体旅客運送の引受け)

第33条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合においては、運輸上支障がない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により団体旅客運送の引受けをする場合は、乗車する列車を指定して運送の引受けをする。

3 前条の規定によって提出された団体旅客申込書に引受けをした旨を記載し、当該団体の申込者に交付する。

(責任人員)

第34条 次の各号に掲げる団体旅客については、責任人員を附し運送の引受けを行う。

(1) 臨時列車の設定又は客車を連結して運送する団体

(2) その他当社が特別の手配をして運送する団体

- 2 前項の規定による責任人員は、申込人員(大人と小児との混合の団体旅客の場合にあっては、それぞれの申込人員)の7割に相当する人員(その人員は大人とし、1人未満の端数が生じたときには、大人と小児とをそれぞれに切り捨てた人員。)とし、当社の責めに帰する事由による場合を除き、実際の乗車人員が責任人員に満たないときであっても、行程の全区間に對し、責任人員に相当する団体旅客運賃を收受することを条件とするものとする。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第35条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合、団体旅客運送申込の際に、その区間を明示するものとする。

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等)

第36条 団体旅行運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は一部の行程の取消しその他取消条件を変更する場合、次の各号に定める手続きを行いその変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

- (1) 団体乗車券の購入前に変更する場合においては、当該団体旅行申込書（兼変更・取消申込書）に変更・取消内容を記入して提出する。
- (2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。
- 2 団体旅客運送の引受後、旅客の申出により団体旅客運送の変更又はその申込み取消しの承諾を行う場合、第34条に規定する条件を附した団体については、次の各号に定めることによって取り扱うものとする。
- (1) 申込人員その他の変更により責任人員に増減がある場合は、次による。
ア 当社の責めに帰する事由により変更する場合で、責任人員が減少するときは、これらを変更する。
イ ア以外の場合は、責任人員を変更しない。
- (2) 団体乗車券の購入前に申込みを取り消す場合は、当社の責めに帰する事由により申込みを取り消す場合を除き、取消申込書を提出するものとする。
- 3 団体旅客運送の引受け後、申込人員の変更の取扱いをする場合で、これによって取扱条件を異にするときは、前項に規定するものを除き、変更後の人員によって当該団体が構成されるものとして取り扱うものとする。

第6節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第37条 旅客が列車を単位として貸し切る場合にあって、かつ、当社が貸切として運送の引受けをしたものに対しては、貸切乗車券を発売する。

(貸切旅客運送の申込み)

第 38 条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅行申込書を提出し、貸切旅客運送の申込を行うものとする。

- 2 貸切旅行申込書は、第 32 条第 1 項に規定する団体旅行申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

第 39 条 旅客から前条の規定により貸切旅客運送の申込を受けた場合で、当社において、運輸上支障がないと認めたときは、当該貸切旅客運送の引受けをする。

- 2 前項の規定により貸切旅客運送の引受をしたときは、その申込人に、団体旅行引受書の「団体」の文字を「貸切」と訂正するほか、貸切旅客運送の引受けに関する必要事項を加除訂正した貸切旅行引受書を交付する。

第 7 節 ライナー券の発売

(ライナー券の発売)

第 40 条 旅客があいの風ライナーに乗車するときには、ライナー券を発売する。